

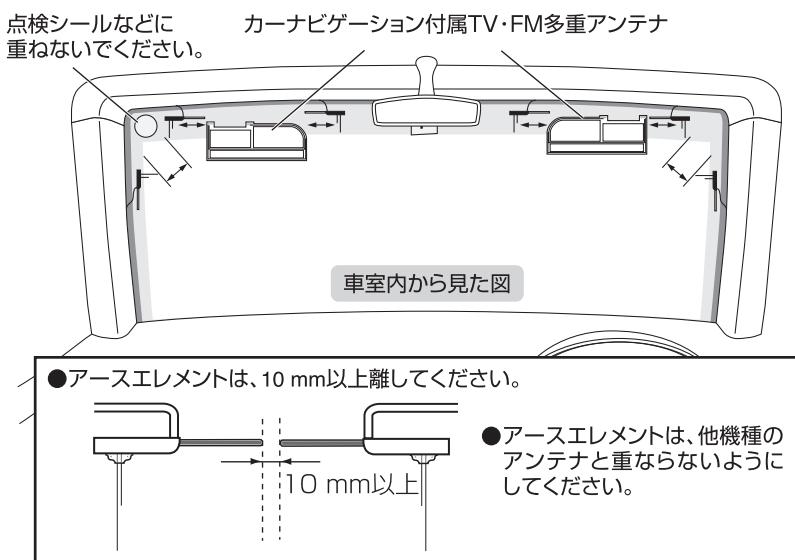
# 1.はり付け位置の確認-1

## ■はり付ける位置について

- 国土交通省の定める保安基準\*に適合させるため、アンプ部は必ず下図のようにはり付けてください。  
※ 保安基準とは、道路運送車両の保安基準第29条第4項第7号に対する、平成11年12月27日付けの運輸省(当時)告示第820号をいいます。
- 左ハンドル車にはり付ける場合も、下図のとおりにはり付けてください。
- フロントウインドウに、すでにフィルムタイプのアンテナを取り付けている場合には、お買い上げの販売店にご相談ください。  
(指定の位置・寸法内に取り付けられない場合があります。)
- 十分な性能を出すために上部から縦はりにする場合は、アンプ部はできるだけ上部に、またはピラー側から横はりにする場合は、できるだけピラーによりにはり付けてください。

## ■各アンテナ間の距離

- 妨害感度低下を防ぐため、エレメントと他機種のアンテナ間は、最低でも6cm以上(10cm以上を推薦)離してはり付けてください。  
左ハンドル車にはり付ける場合も、下図のとおりにはり付けてください。



# 1.はり付け位置の確認-2

## ■アンプのはり付け許容範囲(■)について

- アンプ部は、必ずはり付け許容範囲内にはり付けてください。  
はり付け許容範囲外にはり付けると、国土交通省の定める保安基準に適合しません。

